野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱

制定 令和6年3月29日付け5輸国第4922号 農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 我が国の食料安全保障には、農産物生産の根幹である種苗の安定供給が重要である。また、活動的で健康的な生活の実現には、栄養ある食料の供給が不可欠であることから、指定野菜(野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第2条に規定する指定野菜をいう。)、特定野菜(野菜生産出荷安定法施行規則(昭和41年農林省令第36号)第8条第1項に規定する特定野菜をいう。)を中心に、国内で生産性の高い高品質な野菜の品種の種子を確保していくことが、極めて重要である。

我が国の野菜種子は、我が国の種苗会社が、良質な種子生産、リスク分散等の観点から我が国 及び南半球を含め複数国で生産し、約9割を輸入、約1割を国内生産するとともに、約1年分を 国内で回転備蓄することで安定供給を確保してきた。

一方、近年は、気候変動や人口増大による食料生産との競合等により、国外採種適地における 各国種苗会社との競合及び競争が激化するとともに、採種国における人件費の高騰、生産及び物 流コストの上昇や国際情勢の悪化等から、海外生産を取り巻く状況は激しさを増している。また、 国内においては、採種農家の高齢化等により、そもそもの国内採種の存続自体を懸念する声もあ る。

このため、厳しい環境の中、世界各地に分散した生産によりリスク回避できる生産・供給構造をより盤石にするため、本事業により、野菜種子の安定供給に資する施策を総合的に推進することとする。

(通則)

第2 野菜種子安定供給対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、我が国の種苗会社が、国内外の新たな採種地の調査及び栽培適正試験、国内の効率

的採種技術や種子保管技術の開発、実証等を行うことにより、新たな採種地等を確保し、我が国 の野菜種子の国内安定供給をより盤石にすることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表1のとおりとする。

(事業の実施)

- 第5 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の前に事業に着手しようとする場合には、別表1に掲げる事業実施主体(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ補助金を所管する部署の職員の適切な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届出書を別記様式第1号により地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長をいう。)に提出しなければならない。
 - 2 前項のただし書の規定により補助金の交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第6 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う別表1に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。
 - 3 補助対象経費の範囲は別表3のとおりとする。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第2号による交付申請 書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表4の補助事業者の区分 に応じ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。
 - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る 消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当 該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額 に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、こ れを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控 除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
 - 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書に添付する環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを交付決定者に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 交付決定者は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定 の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の 規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決 定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、遅滞なく交付決定者に届け出なければならない。ただし、別記様式第2号に添付する(別添資料)に記載している場合は、この限りでない。
 - 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更 等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2)補助事業の目的及び内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

- (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に 掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を交付決 定者に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越 承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
 - 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第7号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく 財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

(実績報告)

- 第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第13第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4 月30日までに別記様式第9号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければ

ならない。

- 3 第7第2項ただし書の規定より交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、 その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決 定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第19 交付決定者は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
 - 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超 える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い)

- 第20 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金を交付する場合であって、当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
 - 2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、 第18第1項の規定による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第18第4 項の規定に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は 全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第21 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、 違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した 経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書 を第18第1項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項の規定に準 じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 交付決定者は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及 び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は 変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣若しくは交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の 返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格 又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金

の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた 金額を納付すること。
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた 収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第25 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施の ために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価 格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第26 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出 を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して 同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しな ければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等 に加え、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第27 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第 1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第1項の規定による事業遅延の届出、第 16の規定による状況報告、第17の規定による概算払請求、第18第1項の規定による実績報告、同 第2項の規定による年度終了実績報告、同第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う 報告及び第24第4項の規定による財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)について は、当該各規定の定めにかかわらず、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)と補助金の交付を受けようとする者等の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うこ とができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合において、 本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全 部を書面により提出することを妨げない。
 - 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合であって、電子情報処理組織が様式を 提供するときは、本要綱の様式の定めにかかわらず、電子情報処理組織により提供する様式によ

るものとする。

- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合は、当該電子情報処理組織のサービス提供者が別に定める当該電子情報処理組織の利用に係る規約に従わなければならない。

(事業評価の報告)

第28 補助事業者は、事業終了後(複数年にわたり当該補助金の交付を受けた場合は、その最終年度をいう。)、翌年度の6月30日までに別記様式第12号により、目標の達成状況について自己評価を行った事業評価結果を交付決定者に提出するものとする。

(指導等)

第29 農林水産省輸出・国際局長(以下「輸出・国際局長」という。)又は交付決定者は、事業の適正 な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるも のとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4及び第6関係) 事業の内容 事業実施主体 野菜種子安定供給対策事業 1 海外採種地等調査事業 輸出・国際局長が別 (1)海外採種地調査 に定める公募要領に より応募した者の中 海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採 から選定された民間 種地の現地調査を行う。 団体等 (2)海外採種地栽培適正試験 海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採 種地の候補地において、採種に係る栽培適正試験を行う。 2 国内採種技術等開発・実証事業 (1) 国内採種地等調査 ① 国内採種地調査 国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな 採種地の現地調査を行う。 ② 国内採種地栽培適正試験 国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな 採種地の候補地において、採種に係る栽培適正試験を行う。 (2) 国内採種技術開発・実証 国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内において、 効率的な種子生産や採種技術等の開発及び実証を行うほか、新規で採 種に取り組む生産者への研修を行う。 (3) 国内種子保管技術開発・実証 野菜種子を国内へ安定的に供給するため、国内において効率的や長 期的な種子保管技術や種子伝染性病害の防除技術等の開発及び実証を 行う。

別表2 (第6及び第14関係)

区 分	経費	補助	重要力	な変更	
		率	経費配分の変更	事業内容の変更	
野菜種子安定供給対策事業 1 海外採種地	本要綱に基づき行う補助事 業に係る各区分に掲げる経費		区分の欄に掲げる1及び2の経費の30%を超える増減	 事業目的の変更 事業メニューの新設又は廃止 	
等調査事業					
(1)海外採種地調査	旅費、賃金、人件費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、 使用料及び賃借料、翻訳料、 通訳料その他必要な経費	定額			
(2)海外採種地栽培適正試験	旅費、人件費、賃金、基盤整備費、土壌改良材費、肥料費、農薬費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、委託料その他必要な経費	定額			
2 国内採種技 術等開発・実 証事業 (1)国内採種					
地等調査 ① 国内採 種地調査	旅費、賃金、人件費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、 使用料及び賃借料、翻訳料、 通訳料その他必要な経費	定額			
② 国内採 種地栽培 適正試験	旅費、賃金、人件費、基盤整備費、土壌改良材費、肥料費、農薬費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料その他必要な経費	定額			
(2)国内採種 技術開発・ 実証			補助率が異なる 経費ごとの相互間 における経費の増 減		
① 開発・ 実証等	旅費、謝金、賃金、人件費、 基盤整備費、土壌改良材費、 肥料費、農薬費、試薬費、備 品費、消耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、使用料及び 賃借料(②の機器を除く。)、 委託料その他必要な経費	定額			
② 生産資 材	生産資材費、使用料及び賃借料(効率的な採種等に必要な機器(自動温度調整、自動照明・日長調整に必要なIoT機器等)に限る。)その他必要な経費	1/2 以内			
(3)国内種子 保管技術開	旅費、謝金、人件費、賃金、 農薬費、試薬費、消耗品費、	定額			

発・実証	通信運搬費、使用料及び賃借	
	料、翻訳料、通訳料、委託料 その他必要な経費	

別表3 (第6関係)

補助対象経費	範 囲
	以下の経費は、事業を実施するために必要となるものに限る。
旅費	現地調査・指導、会議等の実施に当たり、職員、委員、講師、研修参加者等 に支払われる旅費(補助事業者の定める旅費規程に準じ、定めのない場合は、
	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)を適用する。現地で 移動するためのタクシー、トゥクトゥク、借上げ自動車(運転手日当を含む。) 等に要する経費を含む。)とする。
謝金	専門的知識の提供、資料の収集、技術習得に係る研修への参加等について、協力を得た者への謝礼に係る経費とする。なお、謝金の単価は、事業実施主体の内部規程によることとする。
賃金	資料の整理、播種等の農作業等について、臨時に雇用した者に対して支払う 実働に応じた対価(日給又は時間給)とする。なお、賃金の単価は、事業実施 主体の内部規程によることとする。
人件費	事業を直接実施する職員に対して支払う実働に応じた対価とし、額の算定方法については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)による
基盤整備費	こととする。 ほ場の整備について、ブルドーザー等を使用した土壌基盤、かんがい・暗き よ排水等のほ場基盤整備に必要な経費(ブルドーザーの運搬費用を含む。)とす る。
土壌改良材費	る。 ほ場の土壌改良について、土壌改良材の投入等に係る経費とする。
肥料費	施肥に必要な経費とする。
農薬費	農薬散布、種子消毒等に必要な経費とする。
試薬費	土壌分析、種子の成分分析等に必要な試薬の調達に係る経費とする。
備品費	固定資産に該当しない備品の調達に係る経費とする。
消耗品費	文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材等の調達に係る経費とする。
印刷製本費	文書、図面、マニュアル、報告書等の作成に係る経費とする。
通信運搬費	郵便料、インターネット使用料、海外SIMカード、諸物品の運搬等の支払等に
	係る経費とする。
使用料及び賃借	資材、器具・機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用等に係る経費とす。 マ
料 ₩	る。 次約の郷却に依て奴隶したて
翻訳料 通訳料	資料の翻訳に係る経費とする。 通訳(現地ガイドを含む。)の請負に係る経費とする。
通訊符 委託料	通訊(現地ガイトを占む。)の前負に係る経費とする。 ほ場管理、採種等に要する委託に係る経費とする。
生産資材費	は物質性、体性等に安りる安心に係る性質とりる。 ビニールハウス、マルチ、アグリシート、誘因テープ、種苗代等の採種に必
上/工具作 具	要な生産資材に係る経費とする。
その他必要な経費	別表2の区分の欄の事業を実施するために必要なその他の経費とする。

別表4 (第7関係)

補助事業者の区分	交付決定者
北海道に所在する補助事業者	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する補助事業者	所在地を管轄する地方農政局長

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和○年度野菜種子安定供給対策事業補助金交付決定前着手届出書

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、 これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業の内容	総事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
1 海外採種地等				
調査事業				
2 国内採種技術				
等開発・実証事				
業				
合計				

別記様式第2号(第7関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年度において、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

(注) 別添資料を添付すること。

野菜種子安定供給対策事業実施計画書

会社名又は氏名		
住所		
担事	部署名	
担当者	担当者氏名	
者窓	電話番号	
口	メールアドレス	

1 現状と課題

<記載例>

弊社では、下表のとおり国内向け野菜種子を北半球・南半球に分散して生産・供給しているところ、近年の地球規模での温暖化、異常気象による大洪水や大規模な干ばつなど、野菜種子の国内への安定供給に将来の不確実性が高まってきている。

また、海外の既存の採種地は、最低受託面積が1haとなっているところが多く、日本品種のように小ロット多品種はコスト高となる上、食料生産との競合や燃料・物流コスト・労働賃金の上昇により海外での採種を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに国内採種では採種農家の高齢化等により採種技術の伝承や後継者、採種地の確保が厳しく、良質な野菜種子を我が国の農業者へ合理的な価格で安定的に供給することが厳しくなってきている状況である。

このため、海外の採種地については小ロットでも受託してくれる新たな採種地の確保を行うと ともに、国内での採種農家を育成していく必要がある。

直近の採種状況							(単位:kg)
	米国	イタリア	デンマーク		その他	日本	合計
キャベツ							0
ダイコン ニンジン							0
ニンジン							0
							0
							0
							0
							0
その他							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

- (注1) 直近の状況について記載すること。
- (注2) 上表に入らない場合は、別途エクセル表を提出すること。
- (注3)全体の10%以下はその他に集約してもよい。
- ※ 上記の内容は外部に一切出しません。

2 事業の目的(成果目標)

目標年度	令和○年度

<記載例>

海外の採種地については、現状上記の採種状況で \bigcirc haにて採種しているところ、ニンジンは \bigcirc \bigcirc 国、ダイコンは \triangle △国・・・・を念頭にし、 \bigcirc ○国では \bigcirc ha、 \triangle △国では \triangle ha・・・計 \bigcirc ha の採種農地を新たに確保する予定。これにより、当社の海外採種面積が \bigcirc %以上増加し、野菜種 子取扱量の○%が安定的に供給できることとなる。

国内の採種については、現状上記の採種状況で〇haにて採種しているところ、効率的な採種技術の移転を目的とした新たに採種に取り組む農家集落〇名の研修を行うとともに、〇〇大学と連携した新たな採種技術を開発・実証する予定。これにより、ミズナ、ゴボウ、タマネギの採種が新たに可能となり、採種農家計〇名〇haを新たな国内採種農地として確保することにより、当社の国内採種面積が〇%以上増加し、野菜種子取扱量の〇%が国内生産として安定的に供給できることとなる。

(注) 当該事業を実施することにより得られる成果目標を具体的かつ定量的に自己ポイント算出表と整合するように記載すること。

費用対効果係数 〇〇〇〇. 〇〇

(別途添付する野菜種子安定供給対策事業 自己ポイント算出表の費用対効果係数)

3 実施体制

事業実施体制を図示してく	ださい。また、連携又は委託を行う団体や全体統制を行う地方公共
団体等がある場合には、その	名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。
協力・連携機関	協力・連携内容
(協力・連携機関の名称及	
び窓口担当者の部署、氏	
名、電話番号を記載)	

4 実施内容

(1)海外採種地等調査事業

①海外採種地調査

調査国・地域	実施時期	対象品目	調査内容	備考

②海外採種地栽培適正試験

実施国・地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

- (2) 国内採種技術等開発・実証事業
- ①国内採種地等調査事業

ア国内採種地調査

調査地域	実施時期	対象品目	調査内容	備考

イ国内採種地栽培適正試験

実	施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

②国内採種技術等開発·実証

実施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

③国内種子保管技術等開発·実証

実施地域	実施時期	対象品目	開発・実証内容	備考

5 機器等導入 (レンタル・リースに限る。) 計画及び内容

機器名	型式等	数量	管理者	保管・設置 場所	使用目的・用途	備考

6 経費の配分及び負担区分

				(単位:千円)
区分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担 国庫補助金 (A)	区分 事業実施主体 (B)	備考
1 海外採種地等調査事業				
(1)海外採種地調査				
(2)海外採種地栽培適正試験				
2 国内採種技術等開発・実証 事業				
(1)国内採種地等調査				
①国内採種地調査				
②国内採種地栽培適正試験				
(2)国内採種技術開発・実証				
①開発・実証等				
②生産資材				
(3)国内種子保管技術開発・実 証				
合 計				減額した金額 〇〇円

(注1) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

	免税事業者
	T / T / T - * - / H

- □ 簡易課税制度の適用を受ける者
- □ 地方公共団体の一般会計
- □ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- (注2) 他社に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

7 事業成果・効果の検証方法

※3で設定した事業の目的(成果目標)の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証するとともに改善するPDCAサイクルの方法を記載してください。

8 事業の完了予定年月日

令和○年○月○日

9 添付書類

- (1) 事業実施主体の直近の決算書(個人の場合は、所得税申告書)
- (2) 経費内訳書
- (3) 自己ポイント算出表
- (4) 他社に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- (5) 環境負荷低減のチェックシート

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

所在地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部 局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3)「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、 その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受 けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過 した場合は、この限りでない。

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金変更等承認申請書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注1) ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式の別添資料中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添 付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。) 別記様式第5号(第15関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金遅延届出書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

1	事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 補助事業の遂行状況

		事業の遂行状況					
	総事業費	令和○年○月	○日までに	令和○年○月			
区 分	(円)	完了したもの		実施するもの		備考	
	(1.4)	事業費	出来高比率	事業費	事業完了		
		(円)	(%)	(円)	予定年月日		
1 海外採種地等調査 事業							
(1)海外採種地調査							
(2)海外採種地栽培適正試験							
2 国内採種技術等開 発・実証事業							
(1)国内採種地等調査							
①国内採種地調査							
②国内採種地栽培適 正試験							
(2)国内採種技術開発・実証							
①開発・実証等							
②生産資材							
(3)国内種子保管技術 開発・実証							
合 計							

- (注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。
- (注2)補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載すること とし、「令和〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい 場合のみ記載すること。

別記様式第6号(第16関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金事業遂行状況報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

			事業の追	·		
	総事業費	令和○年○月		令和○年○月	tus ta	
区分	(円)	完了したもの		実施するもの		備考
	(1.1)	事業費	出来高比率	事業費	事業完了	
		(円)	(%)	(円)	予定年月日	
1 海外採種地等調査						
事業						
(1)海外採種地調査						
(2)海外採種地栽培適正試験						
2 国内採種技術等開						
発・実証事業						
(1)国内採種地等調査						
①国内採種地調査						
②国内採種地栽培適						
正試験 (2)国内採種技術開						
発・実証						
①開発・実証等						
(D)						
②生産資材						
(3)国内種子保管技術						
開発・実証						
合 計						

- (注1)「区分」の欄には、別記様式第2号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- (注2)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号(第17関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金概算払請求書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

			既受領征	額 (B)	遂行状 況報告	既受領	額 (B)	残額(A)-	((B)+(C))		
区分	総事業 費 (円)	費 切金	金額 (円)	出来高 (%)	○月○ 日現在 の出来 高 (%)	金額 (円)	○月○ 日現在 の出来 高 (%)	金額 (円)	○月○ 日まで の予定 出来高 (%)	事業完 了予定 年月日	備考
1 海外採種地 等調査事業											
(1)海外採種地調査											
(2)海外採種地栽培適正試験											
2 国内採種技 術等開発・実証 事業											
(1)国内採種地 等調査											
①国内採種地 調査											
②国内採種地 栽培適正試験											
(2)国内採種技 術等開発・実証 事業											
①開発・実証 等											
②生産資材											
(3)国内種子保 管技術開発・実 証											
合 計											

- (注1)「区分」の欄には、別記様式第2号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- (注2) 下線部は、第16第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合 は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第8号(第18第1項関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金実績報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決 定通知の内容に従い実施したので、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に より、その実績を報告する。

記

(また、併せて精算額として野菜種子安定供給対策事業補助金○○○円の交付を請求する。)

1 事業の成果
2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

				(単位:円)
区分	補助事業に要 した経費 (A)+(B)	負担 国庫補助金 (A)	区分 事業実施主体 (B)	備考
1 海外採種地等調査事業				
(1)海外採種地調査				
(2)海外採種地栽培適正試験				
2 国内採種技術等開発・実証 事業				
(1)国内採種地等調査				
①国内採種地調査				
②国内採種地栽培適正試験				
(2)国内採種技術開発・実証				
①開発・実証等				
②生産資材				
(3)国内種子保管技術開発・実 証				
合 計				減額した金額 ○○円

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額が ない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

5 収支精算

(1) 収入の部

	区分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較增源 增	(円) 減	備考
1	国庫補助金					
2	その他					
	合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増洞	備考		
<u></u>	(円)	(円)	増	減	加有	
1 海外採種地等調査						
事業						
(1)海外採種地調査						
(2)海外採種地栽培適正試験						
2 国内採種技術等開 発・実証事業						
(1)国内採種地等調査						
①国内採種地調査						
②国内採種地栽培適 正試験						
(2)国内採種技術開 発・実証						
①開発・実証等						
②生産資材						
(3)国内種子保管技術 開発・実証						
合計						

- (注1)「区分」の欄には、別記様式第2号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- (注2) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- (注3) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- (注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び支払の事実を証明する領収証等の写しを添付すること。ただし、補助事業者の事務所において農林水産省職員による当該補助事業の確定検査を受ける場合は、支払の事実を証明する領収証等の写しは添付しなくとも可とする。

別記様式第9号(第18第2項関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金年度終了実績報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第18第2項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

	交付決定	どの内容	年度区	勺実績	翌年月		
区分	補助事業 に要する 経費 (A)(円)	国庫補助金(円)	(A)のうち 年度内支 出済額 (円)	概算払受 入済額 (円)	(A)のうち 未支出額 (円)	翌年度繰越額(円)	完了予定 年月日
翌年度繰越分							
0000							
0000							
年度内完了分							
0000							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期 せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額による ものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第10号(第18第4項関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった野菜種子安定供給対策事業補助金について、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 (令和○○年○○月○○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
 4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額) 金 円
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び 地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料 を除き添付不要)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1)消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- (4)補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載する こと。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始 日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者である ことを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告 書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財産管理台帳

団体名

	地区名		地区	事業実	施年度	年	度	農林水産省		 名							
#	事業の内容			工期						処分制限期間		処分の状況					
事業区分	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数		承認 年月日	処分の 内容	摘要
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- (注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- (注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- (注4) この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第12号(第28関係)

令和〇年度 野菜種子安定供給対策事業補助金事業評価報告書

 番
 号

 年
 月

 日

(交付決定者) 殿

別表4の左欄に掲げる補助事業者の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 交付決定者を記載

> 所在地 団体名 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった野菜種子安定供給対策 事業補助金について、野菜種子安定供給対策事業補助金交付等要綱第28の規定に基づき、下記のとお り報告する。

記

1 事業の目的(成果目標)

<記載例>

海外の採種地については、現状の採種状況で \bigcirc haにて採種しているところ、ニンジンは $\bigcirc\bigcirc$ 国、ダイコンは $\triangle\triangle$ 国・・・・を念頭にし、 $\bigcirc\bigcirc$ 国では \bigcirc ha、 $\triangle\triangle$ 国では \triangle ha・・・計 \bigcirc haの採種農地を新たに確保する予定。これにより、当社の野菜種子取扱量の \bigcirc %が安定的に供給できることとなる。

国内の採種については、現状上記の採種状況で○haにて採種しているところ、効率的な採種技術の移転を目的とした新たに採種に取り組む農家○名の研修を行うとともに、○○大学と連携した新たな採種技術を開発・実証する予定。これにより、ミズナ、ゴボウ、タマネギの採種が新たに可能となり、採種農家計○名○haを採種農地として確保し、当社の野菜種子取扱量の○%が国内生産として安定的に供給できることとなる。

(注)別記様式第2号の別添資料の「2 事業の目的(成果目標)」に記載した内容を転記すること。

2 事業評価結果(自己評価)

<記載例>

海外の採種地については、当初の計画どおり〇〇国、 \triangle 〇国・・・において気象環境、土壌条件等を調査するとともに、〇〇国〇ha、 \triangle Δ国 \triangle haの栽培適正試験を実施し、〇〇国〇ha、 \triangle 国 \triangle haを新たな採種地として確定した。

国内の採種については、○○農協と連携し、組合員○名の協力を得て○haにおいて採種技術に係る研修を行うとともに、○○大学と連携した新たな採種技術を開発・実証し、タマネギの新たな採種技術を確立した。これにより、新たに採種に取組む農業者5名と新たな採種地として○haを確保することができた。

自己評価としては、成果目標であった新たな採種地の国内外合計〇haに対し、事業成果は国内外合計〇haとなったことから、〇%の達成率で十分な成果であると考える。

(注) 定量的に評価を記載すること。